

●香川県告示第108号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	観音寺港	観音寺	<p>1 指定場所  観音寺市風瀬町9番2地先から  観音寺市風瀬町16番地先まで</p> <p>2 指定区域  基点1から基点5までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点2までを順次結んだ線及び補助点2と基点5を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。）  基準点 四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒）  基点1 基準点から195度02分45秒、821.78メートル、観音寺市風瀬町9番2地先の表示杭  基点2 基点1から264度27分00秒、87.44メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭  基点3 基点2から255度55分05秒、6.71メートル、観音寺市風瀬町9番1地先番の表示杭  基点4 基点3から215度11分07秒、18.19メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭  基点5 基点4から264度27分02秒、11.50メートル、観音寺市風瀬町16番地先の表示杭  補助点1 基点1から353度46分46秒、56.85メートルの点  補助点2 基点5から354度26分50秒、71.62メートルの点</p>